

訴 状

2016年7月21日

奈良地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

放送法順守義務確認等請求事件

訴訟物の価額

帖用印紙額

当事者目録

〒630-0222 奈良県生駒市壱分町1-4-48-1-1

原告 宮内 正 巖

〒630-8213 奈良市登大路町36番地 大和ビル4階

奈良合同法律事務所（送達場所）

電話 0742-26-2457 Fax 0742-26-3010

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

〒590-0048 堺市堺区一条通20-5 銀泉堺東ビル6階

堺総合法律事務所

電話 072-221-0016 Fax 072-232-7036

同上

弁護士 辰巳 創 史

〒630-8003 奈良市佐紀町47-1 岡本ビル2階

安藤法律事務所

電話 0742-30-3341 Fax 0742-30-3361

同上

弁護士 安藤 昌 史

〒530-0055 大阪市野崎町7-8 梅田パークビル5階

きずな大阪法律事務所

電話 06-6130-2710 Fax 06-6130-2711

同上

弁護士 星 雄 介

〒541-0041 大阪府中央区北浜 2-1-5 平和不動産北浜ビル 4 階

あさひパートナーズ法律事務所

電話 06-6226-8995 Fax 06-6223-5202

同上

弁護士 白 井 啓太郎

〒541-0041 大阪府中央区北浜 2-1-5 平和不動産北浜ビル 4 階

あさひパートナーズ法律事務所

電話 06-6226-8995 Fax 06-6223-5202

同上

弁護士 阪 口 徳 雄

〒150-8001 東京都渋谷区神南二丁目 2 番 1 号

被 告 日本放送協会

上記代表者会長 靱 井 勝 人

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、ニュース報道番組において放送法第4条を遵守して放送する義務があることを確認する。
 - 2 被告は、原告に対し、金5万5000円を支払え。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに第2項について仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、遅くとも平成21年3月15日ころまでに、被告日本放送協会（以下「被告協会」または「NHK」ともいう）と放送受信契約を締結し、放送受信料を支払っていたが、10年程前からNHKのニュース報道が放送法第4条を遵守していないと疑問を持ち始めた。

原告は、平成24年秋ごろには、NHKが政治的公平性を欠き、公共放送の使命・役割を完全に逸脱していると思い、同年12月分から現在まで受信料の支払いを一時保留することにした。

平成27年10月初めころ、NHKは、原告を相手方として、奈良簡易裁判所に支払督促の申立を行い、同月23日、訴の変更申立書（甲1）を提出して、原告に対し、平成24年12月分から平成27年9月分までの放送受信料の未払分の合計4万3980円と遅延損害金の支払いを請求した。原告が、奈良地方裁判所への移送を申立てたところ、奈良簡易裁判所は、平成27年12月11日付決定（甲2）により、「本件放送受信契約締結の事実面について、書証、証人尋問及び本人尋問により明らかにしていくにとどまらず、基本法たる放送法に関する原告と被告の法的権利・義務、法的地位等の法律解釈と確定が

必要になってくると思われる」として、同事件を奈良地方裁判所へ移送し、現在御庁に平成28年(ワ)第3号放送受信料請求事件(以下「別訴」という)として係属している(甲3参照)。

なお、原告は、1987年4月から2011年4月まで生駒市議会議員を務めた経歴を持つが、現在は年金生活者である。

2 被告協会(NHK)は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うことなどを目的として設立された特殊法人である。

第2 原告の請求の概要について

原告は、NHKが放送法第4条を遵守せずに、政府与党寄りに偏した放送を継続していることにより、政治的に公平で、意見が対立している問題については、できるだけ多くの論点を明らかにする等の公共放送を享受する権利を害され、精神的苦痛を受けた。

本件は、NHKが放送法第4条を遵守した放送を行う義務のあることを確認するとともに、そのような義務に違反した放送によって原告が権利侵害を受けたことを理由として、その損害の賠償を求めるものである。

第3 放送受信契約と放送受信料の関係

1 放送受信契約の法的性質(継続的な有償双務契約)

(1) 放送受信料は、現行法上、私人間の契約に基づく債権と構成されており、特殊公法的権利として立法されているわけではなく、民事訴訟手続に基づき権利を実現することを要し、滞納処分のような特別の制度は設けられていない。

(2) 放送法64条は、受信契約のことを「その放送の受信についての契約」と表現しており、受信と受信料に対価性があることを示して

いる。

(3) また、日本放送協会放送受信規約（以下「規約」という。）の13条2項は、「地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行うことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない」と規定している（甲4）。

これは、「NHKがテレビジョン放送を少なくとも月のうち半分以上行わなかったことにより、放送が受信されなかった場合には、放送受信契約者は、受信料を支払う義務がない」ということを具体的に表したものであるところ、受信料を支払うに見合うだけの放送と受信がなかった場合には、受信料を徴収しないということを意味しており、NHK自身が受信と受信料の支払いに対価性があることを認めている。

以上より、放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約と解されるのである。

2 放送法の遵守が放送受信契約の内容になっていること

(1) 契約内容確定の必要性

放送法64条1項は、受信設備設置者はNHKと放送の受信についての契約をしなければならないと定め、同条3項では、その契約条項については、総務大臣の認可を受けなければならないと定めている。同条項の総務大臣による認可を受けたものが規約である（甲4）。

そして、放送受信者は、放送受信契約書において、NHKとの間で、規約を内容とする放送受信契約を締結している。

したがって、放送受信契約において、規約が契約内容となっていることは争いないが、規約に明示されていない事項は、契約当事者

の意思内容を解釈することなどによって確定する必要がある。

(2) 契約の目的など当事者の意思内容の解釈

上記のとおり、規約に明示されていない事項については解釈によって確定する必要があるところ、その際は、一般的に、契約当事者が当該契約によって達成しようとしていた社会的目的等を考慮し、これに適合するように解釈されなければならない。

NHKが法律で設置された社会的な目的は、憲法21条が保障する報道の自由と国民の知る権利を実効化するため、①放送の受信をあまねく日本全国において可能とすること、②質の面においても、豊かで、かつ、良い放送番組を放送することなどである（放送法15条）。また、NHKは、放送事業者（放送法2条26号）として、放送番組編集の準則を遵守することが求められている（放送法4条1項各号）。

これに対し、放送受信者が受信料を支払うことを契約内容にした経済的・社会的目的は、国、広告主等の影響を出来るだけ避けて、自立的に番組編集を行えるようにするためである。

NHKは、上記の目的を達するために、放送番組編集の準則を遵守した「豊かで、かつ、良い放送番組」を放送し、反対に、放送受信者は、かかる放送を受信する対価として受信料を支払うという契約を締結しているのである。

したがって、「放送法4条1項各号を遵守した放送番組を放送すること」は、当然に、放送受信契約の内容になっているというべきである。

(3) 上記のとおり、放送法4条1項各号を遵守することは、放送受信契約の内容になっているのであるから、NHKは、単に「放送事業者」

として同条項各号の遵守を求められているのではなく、個別の放送受信契約者に対しても、同条項各号を遵守した放送番組の放送を行う義務を負っているのである。

3 「特殊な負担金」論の誤り

(1) NHKは、別訴において、放送受信料の性質は、NHKが放送法に定められた業務（放送法20条各項）を行うための、「特殊な負担金」と解されると主張している。

しかし、そもそも「特殊な負担金」という用語は、1964（昭和39）年に出された臨時放送関係法制調査会の答申において使用された用語にすぎず、法律用語でも、法制化された用語でもない。最高裁によって、明示的に肯定された用語でもない。

(2) NHKは、放送受信料が「特殊な負担金」であることの理由として、①放送受信料に関する強制徴収の定めは用意されていないこと、②国際放送や放送と関連する事業など受信可能性とは無関係な業務についても放送受信料の支出対象とされていること、③放送を視聴するかどうか又は視聴の時間の長短にかかわらず、料金が定額であることを挙げている。

しかし、①については、強制徴収の定めが用意されていないことは、放送受信料が公法上の金銭債権ではないことの理由にはなりえても、放送受信料が「特殊な負担金」であることの積極的な理由にはならない。

また、②については、放送法15条が、「協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送

を行うことを目的とする。」と定めているように、NHKの設立目的は、「放送」であり、NHKの業務運営全体も、その「放送」を支えるためにあり、そうすると、受信料は、枠組みとして放送番組の提供というサービスを維持するためのものと解することができる。したがって、②も放送受信料が「特殊な負担金」であることの理由にはならない。

さらに、③については、サービスの「使用」の量いかんにかかわらず料金が定額になっている例は、携帯電話の通話料・通信料や、「Hulu」等の映像コンテンツのオンデマンドなど、挙げればきりがなほいほどであり、放送受信料の対価性を否定する根拠とはならない。

(3) 関係法令の規定上からも、放送受信料は受信の「対価」と解される。

すなわち、消費税法第2条1項8号は、課税の対象（同法4条1項との関係で、「資産の譲渡等」の定義を「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。」と定め、消費税法施行令第2条1項は、「法第2条第1項第8号に規定する対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。」として、第5号に「不特定かつ多数の者によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信で、法律により受信者がその締結を行わなければならないこととされている契約に基づき受信料を徴収して行われるもの」と定めている。

要するに、放送受信料は、全額が「対価」として消費税課税対象となっている。

(4) 規約の第5条においても、「放送受信契約者」は、「放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。」と定めており（甲4）、NHKは自ら、放送受信料が消費税課税対象であることを認めている。

4 以上のとおり、放送受信料を「特殊な負担金」と解すべき理由はなく、関係法令の規定上からも、放送受信料は受信の「対価」と解すべきが当然である。

第4 被告には放送法を遵守した放送をする義務がある。

1 戦前・戦中の国による言論統制

日本における放送は、1925（大正14）年3月22日、社団法人東京放送局のラジオ仮放送から始まった。翌1926（昭和1）年8月20日に、社団法人日本放送協会が設立され、全国統一経営組織としての放送が開始された。もともと、同協会は、「国家統制色の強い無線電信法に基づく放送用私設無線電話規則によって規制を受けており、折からの日中戦争、太平洋戦争という軍事体制下で、『大本営発表』にみられる国の宣伝機関としての役割を負わされたまま、1945年の終戦を迎えた」（甲6「放送をめぐる制度と実態の概説」『放送制度の現代的展開』所収）。

2 電波3法の成立とNHK及び民間放送の2本建体制

戦後、無線電信法は、①政府専掌を根本原則とし、あまりにも主務大臣の裁量の余地が大きいこと、②自ら経営する公衆通信事業と私設及び官庁用無線施設の管理を同時に行っていること、③これらの考え方は新憲法の理念とあまりにも乖離していること・・・等の理由により、その改正を行うことが強く要請され」（甲5「放送法逐条解説」）。

そして、1950（昭和25）年6月1日に、無線電信法は廃止

され、電波法・放送法・電波監理委員会設置法の電波3法が施行された。この中で、放送法は、同法第1条の3大原則のもとに、「日本放送協会」と「一般放送事業者」の2つの放送制度を認めた。両者の事業形態について、衆議院電信通信委員会では次のように説明された。「わが国の放送事業の事業形態を、全国津々浦々に至るまであまねく放送を聴取できるように放送設備を施設しまして、全国民の要望を満たすような放送番組を放送する任務を持ちます国民的な公共的な放送企業体と、個人の創意とくふうとにより自由闊達に放送文化を建設高揚する自由な事業としての文化放送企業体、いわゆる一般放送局または民間放送局というものでありますが、それとの二本建としまして、おのおのその長所を發揮するとともに、互いに他を啓蒙し、おのおのその欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受できるようにはかっているのをごさいます」（甲7「放送事業における独占と競争」『言論法研究Ⅲ（マス・メディア編）』所収）。

3 NHKの国民的、公共的役割と放送法遵守義務

このように、NHKについては、国民の要望を満たすような放送番組を放送する国民的、公共的な役割が求められている。即ち、NHKが設置された目的は、憲法21条が保障する「報道の自由」と「国民の知る権利」を実効化するためである。

そのために、放送法15条は、NHK（日本放送協会）の目的について、公共の福祉のために、①「あまねく日本全国において放送を受信できるように」すること、②質の面においても、「豊かで、かつ、良い放送番組による・・・放送を行う」ことを定めている。

これに対し、放送受信者（国民）が受信料を支払うことを契約内容にしたのは、国やスポンサー（広告主）等の影響を出来るだけ避

けて、自主的、自律的に番組編集を行えるようにするためである。

NHKは、上記の目的を達するために、放送番組編集の準則を遵守した「豊かで、かつ、良い放送番組」を放送する義務があり、これに対応して、放送受信者（国民）は、かかる放送を受信する対価として受信料を支払うという契約を締結しているのである。

したがって、「放送法4条1項各号を遵守した放送番組を放送すること」は、当然に、放送受信契約の内容になっているのである。

第5 被告による放送法違反

1 放送法第1条の規定

放送法第1条は、同法の目的について「放送を公共の福祉に適合するように規律」するという規律の根拠及び原則を規定するとともに、これにより放送の「健全な発達を図ることを目的とする」と定めている。特に、同条2号は、放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保することを規定している。また、同条3号は、放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすることを規定している。

本条の目的を達成するための具体的な規律の内容は、第2条以下に定められているところ、第4条の規定が極めて重要である。

2 放送法第4条1項の規定

放送法第4条1項1号ないし4号は、放送事業者が遵守すべき放送番組編集の準則を定めており、具体的には、「公安及び善良な風俗を害しないこと」、「政治的に公平であること」、「報道は事実をまげないですること」、「意見の対立している問題については、できるだけ多くの論点を明らかにすること」を規定している。

なお憲法 21 条との関係で、放送法第 4 条 1 項の義務は国家権力に対して NHK が負う義務ではなく、受信料を支払う者への義務である。

3 NHK は、放送事業者であるにもかかわらず、放送法 4 条 1 項に反し、政治的に不公正な放送を行ってきた。最近の例を、いくつか適示する。

(1) 第 46 回衆議院議員選挙に関する報道

平成 24 年 12 月 16 日に実施された第 46 回衆議院議員選挙の結果は、自民党が 294 議席（解散前 119）、公明党が 31 議席を獲得し、自民は単独過半数、自公合わせて 325 議席は議員総数の 3 分の 2 以上となった。民主党は、308 議席から 57 議席に減らし、現職 8 閣僚が落選するという壊滅的大敗を喫した。いわゆる第 3 極では日本維新の会が 54 議席（改選前 11 議席）と大幅に議席を増やした。共産党、社会党などは議席を減らした。

この選挙に際し、NHK の放送の特徴は次のとおりであった。

ア 「二大政党」と「第 3 極」偏重、「政権選択の選挙」への誘導

(ア) NHK 「ニュース 7」「ニュースウオッチ 9」では、ほぼ毎日、「二大政党」の動向の後に「第 3 極」の動きを伝えるというパターンが繰り返された。

「二大政党」偏重の中で、既成の少数政党はほとんど後景に追いやられてしまった。このような報道は、選択肢が「二大政党」のうちどちらか、また「二大政党」に対抗するのは維新の会などの「第 3 極」であるという限定された印象を作り出した。

「第 3 極」の維新の会は、消費税増税、原発維持、TPP 参加などの政策で自民党や民主党と共通する部分があり、「二大政党」と「第 3 極」とは政策的に真の対立とはいえないものであり、いわば「見せかけの対立」が作り出されたとも言える。

(イ) 「政権選択選挙」という限定

選挙報道の後半、NHK「ニュースウオッチ9」などでは、この選挙に「政権選択を問う選挙」という枕言葉を必ず付けて報じた。

政権交代が有権者の大きな関心事ではあったが、投票行動にあたっては、この選択肢だけがあるわけではなく、脱原発の勢力がどれだけ伸張するか、平和憲法を守る勢力がどれだけ国会に地歩を占めるかなどの関心もあり、この選択肢の方が日本の今後にとって重大な争点であるとも言える。

「政権選択選挙」という限定は、このような重大な争点を二次的なものにする効果を生むものであった。

また、NHKはこの期間、何回かの世論調査を行い、その結果を公表したが、必ず総理大臣には野田代表と安倍総裁とどちらがふさわしいかという調査結果を紹介した。

これもまた、選挙を「二大政党」間の選択に限定していく作用を果たした。

(ウ) 政党への時間配分の不公平

「二大政党」と「第3極」偏重の報道の中で、放送中の時間配分が政党によって偏り、特に少数政党に与えられる時間が短いということが通例になっていた。解散によって、一旦は議席数が白紙になったと考え、選挙期間中はできるだけ公平に各政治勢力の主張や動きを伝えるべきである。

イ 改憲問題の埋没

政治家の動向を伝える「政局的」報道が多く、政策中心の報道が充実していたとは言い難い。争点紹介の時間が少なく、政党間の対立する主張を並べるだけという傾向が根強くあった。

取り上げた争点も、消費税増税、原発、TPPに限定されることが多く、沖縄基地問題、改憲問題がともすれば脱落した。NHK「ニュースウオッチ9」は、11月27日から3日間「違いを問う」と題して、争点を整理したが、「消費税増税と経済政策」「原発政策」「対中国政策」の3つだけを掲げ、改憲問題は提示しなかった。

(2) 安保関連法案に関する報道（甲9）

ア 平成27年9月19日、第189回国会の参議院本会議において、安保関連法案（平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案）が強行採決され、賛成多数で可決成立したとされている。

この安保法制は、日本の根幹を揺るがす極めて重大な内容を持ち、当然のことながら、その審議においては、徹底的な議論が尽くされることが要請された。

しかしながら、平成27年5月26日、論戦の出発点となる法案趣旨説明が行われた衆院本会議を、NHKは中継さえしなかった。

その後も、野党が追及する様子は放送せず、法案の疑問点や本質をなかなか報じないことが繰り返された。

NHKに対する抗議行動が起き、放送姿勢を正す機会が与えられたにもかかわらず、NHKが放送法を遵守する姿勢を示すことはなかった。

イ NHKの番組である「ニュース7」及び「ニュースウオッチ9」は、外部の専門家や学識経験者の話をスタジオで紹介せず、NHK政治記者などが解説することに特色があった。

ところが、戦後70年談話が出された同年8月14日、その例外としてNHKは安倍首相をスタジオに招き、実に40分強にわたりその演説を放送した。

これは「首相独演会」というべきもので、ホステス役を務めた政治部記者が、最大限に首相を持ち上げるというサービスがNHKスタジオで展開された。

衆議院の特別委員会で安保関連法案（戦争法案）が強行採決されたとき、キャスターが「反対運動も強いようですが、なぜ採決を急ぐのか」という趣旨の問題提起をすると、政治部記者が「アメリカ議会で安倍総理は夏までに安保法案を成立させると公約しているためです」と解説した。外国の議会で国内法成立を公約するなど本来あり得ない事態であるが、こうした安倍政権の見解を政治部記者は、何らの批判を加えずに発信し続けた。

ウ 9月11日（参議院で法案が強行採決される直前）、政治部記者が「意を尽くした説明によって、反対する国民に配慮している」といったコメントをした。

国会質問を放送するにあたっては、実際には与党3人、野党2人が登場したが、NHKのニュース放送では、量的に与党70%、野党30%の比率で放送し、安倍首相の長々とした答弁を放送し続けた。

安倍首相が国会質問でしどろもどろになった場面、問題となった場面、野党が鋭く追及した場面について、まったくとっていいほど放送しなかったのである。

（3）第24回参議院選挙関係の報道

2016年7月10日に施行された第24回参議院選挙後、テレビの選挙報道への批判が噴出している。

NHKを含む在京地上波テレビ6社の参議院選挙関連の放送時間が、前回2013年より3割近くも減った（甲10、甲11）。「安倍政権

による選挙報道への干渉が背景にある」「政府与党が憲法改正の争点隠しをしたため報道が盛り上がらなかった」との指摘がなされている。

特にひどかったのがNHKである。作家の平野啓一郎氏は「NHKニュースをはじめ、テレビ放送がひどすぎた。この選挙の意味、重大性を十分に報じなかった」と批判した（「毎日」7月12日付夕刊）。

NHKは、投票日直前の7日と8日、「ニュース7」と「ニュースウオッチ9」が参議院選挙を全く報道しなかった。「ニュースウオッチ9」は、選挙運動期間の最後の5日間（7月4～8日）のうち、4日の「18歳選挙権」の企画を除けば、あとの選挙報道は4～6日の「党首を追って」の放送だけであった。

憲法については、「ニュースウオッチ9」が公示翌週の6月29日、「争点」ものとして「安全保障と憲法」としてとりあげただけであり、自民党改憲案の内容には全く触れなかった。

『「改憲の発議が可能になる3分の2議席」』についても、テレビはきちんと知らせなかった。ものすごくくだいなことだったのに。選挙が終わると、改憲だの国民投票だの言い始めたけれど、また東京都知事選や天皇陛下の生前退位の話で、早くも改憲は隠され始めている。」

（中島京子氏「時代の風」「毎日」7月17日）。

第6 原告の権利、利益の侵害

1 政治的に公平な放送を享受する権利

民主主義国家においては、主権者である国民が正しく判断をするためには、国民の「知る権利」を保障し、国民は国政に関する多くの情報を十分に享受することができなければならない。

政治的に公平でない報道がなされた場合、その情報を元に判断がなされるため、これを是正する手段がないことになる。

国民は、主権者として、法律の規定をまつまでもなく、政治的に多様かつ公平、公正な情報を享受する自由を本来有している。それは、民主主義の前提をなすものである。

政治的に公平な放送を享受する自由は、現代の民主主義社会においては、不可欠の権利として、法的に保護されているのである。

情報収集手段が発達した現在では、見たくないものは見ないという自由も存在する。しかし、NHKは特殊法人であり、テレビなどの受信設備を購入するだけで受信契約の締結義務が課されている。

そして、その受信料は、実務上は「特殊な負担金」であるなどと称して強制的に徴取され、これを拒否した場合には訴訟を提起されるなどの不利益が存在する。

NHKは公共放送であり、従来は、「NHKは民間テレビ局よりも公平公正である」と信頼されてきた側面があるのは事実である。

よって、NHKによる放送法違反は、民間放送事業者と異なり、視聴者の権利を侵害する程度が大きいと言わざるを得ないのである。

2 受信料の支払いの一時保留の経緯と理由

(1) 原告は、NHKに対し、放送受信料を支払っていたが、次第にNHKのニュース報道が政治的公平性を欠き、放送法第4条を遵守していないのではないかと疑問を抱くようになり、NHKが「みなさんに信頼されるNHK」ではなくなりつつあり、又「公共放送」の使命・役割を逸脱していると考えようになり、平成24年12月分から放送受信料の支払いを一時保留することにした。

榎井勝人氏がNHK会長に就任した平成26年1月25日以降、NHKの政府寄りの報道姿勢が一層ひどくなり、原告は放送受信料の支払い一時保留を継続している。

(2) 靱井会長は、会長就任の記者会見（平成26年1月25日）において、「政府が右と言っているのに、我々が左と言うわけにはいかない」、「戦時慰安婦はどここの国にもあった」、「秘密保護法は通ってしまったのでいまさら言っても仕方がない」などと発言し、最近も熊本地震に際し靱井会長は「原発については、住民の不安をいたずらにかきたてないよう、公式発表をベースに伝えることを続けてほしい」等と、報道現場に委縮効果をもたらすような発言にまで及んでいる（平成28年4月20日）。

メディアとして様々な角度から見つめ、事実を多角的に伝えるという放送法第4条1項4号に規定する報道の基本を蔑ろにしており、NHKは「もはやアベチャンネルである」とまで揶揄されている。

(3) NHK予算の国会承認時の平成28年3月31日、参議院総務委員会は付帯決議を採択したが、その第8項には、「協会は、我が国の公共放送としての社会的使命を認識し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、放送番組の編集に当たっては、政治的公平、事実を曲げない報道、意見が対立している問題についてできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることなど、放送法の原則を遵守すること。また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者からの信頼の維持に努めること。」（甲8）と明記されているのである。

3 原告の権利・利益の侵害と精神的苦痛

NHKは、戦前、「大本営発表」の道具にされた経緯がある。NHKは、「国営放送局」ではなく、国民の受信料で運営する公共放送なのである。

NHKが国民に信頼される公共放送に立ち戻れば、何時でも受信料の支払いを再開したいというのが、原告の思いである。

しかるに、現実のNHKのニュースや報道番組は政府与党に偏する不公正な状態がひどくなり、放送法違反は明白である。かかるNHKの放送により、原告は公正な公共放送を受信できないという不利益を受け、そのうえ、裁判の被告とされる等、著しい精神的苦痛を被っている。

第7 損害

以上のように、原告は、被告の放送法違反の放送によりその権利を侵害された。

その精神的苦痛を慰謝するための慰謝料額は少なくとも5万円を下ることはなく、その1割に相当する弁護士費用も因果関係を有する。

第8 結び

よって、原告は、請求の趣旨記載の判決を求めて、本訴に及んだ。

証拠方法

- 甲1 訴の変更申立書
- 甲2 移送決定
- 甲3 答弁書
- 甲4 日本放送協会放送受信規約
- 甲5 「放送法逐条解説（改訂版）」（抜粋）
- 甲6 「放送制度の現代的展開」（抜粋）
- 甲7 「言論法研究Ⅲ」（抜粋）
- 甲8 参議院付帯決議
- 甲9 「安保法案 テレビニュースはどう伝えたか」
- 甲10 新聞記事（毎日）
- 甲11 新聞記事（赤旗）

附属書類

- | | | |
|---|--------|-------|
| 1 | 訴状副本 | 1 通 |
| 2 | 甲号証の写し | 各 1 通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1 通 |
| 4 | 資格証明書 | 1 通 |